

第 3 期吉野町子ども・子育て支援事業計画 骨子案

**令和 6 年 9 月時点
吉野町**

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景 1
2. 計画の位置付け 2
3. 計画の期間 3
4. 計画の対象 3
5. 子ども・子育て支援新制度をめぐる動向 4

第2章 子育てを取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況 6
2. 就労の状況 10
3. 教育・保育等の状況 12
4. ニーズ調査結果の概要 14
5. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況 20

<以下次回会議での検討事項>

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本的な視点
3. 基本目標
4. 施策の体系

第4章 施策の展開

1. 地域における子育ての支援
2. 子どもと保護者の確かな成長の支援
3. 安心して子育てできる環境の整備

第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策
4. 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進方策

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実
2. 計画の点検・評価に向けて

資料編

- ・吉野町子ども・子育て会議条例
- ・吉野町子ども・子育て会議運営要綱
- ・吉野町子ども・子育て会議傍聴要領
- ・吉野町子ども・子育て会議委員名簿
- ・吉野町子ども・子育て会議事務局名簿
- ・第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画策定の経過

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

令和4年の全国の合計特殊出生率は1.26であり、奈良県はそれを下回る1.25となっています。急速な少子化の進行によって社会・経済構造が変化するとともに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が制定されました。この関連3法に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

吉野町においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には「第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、吉野町の実情に応じた多様な子育て支援施策を推進してきました。

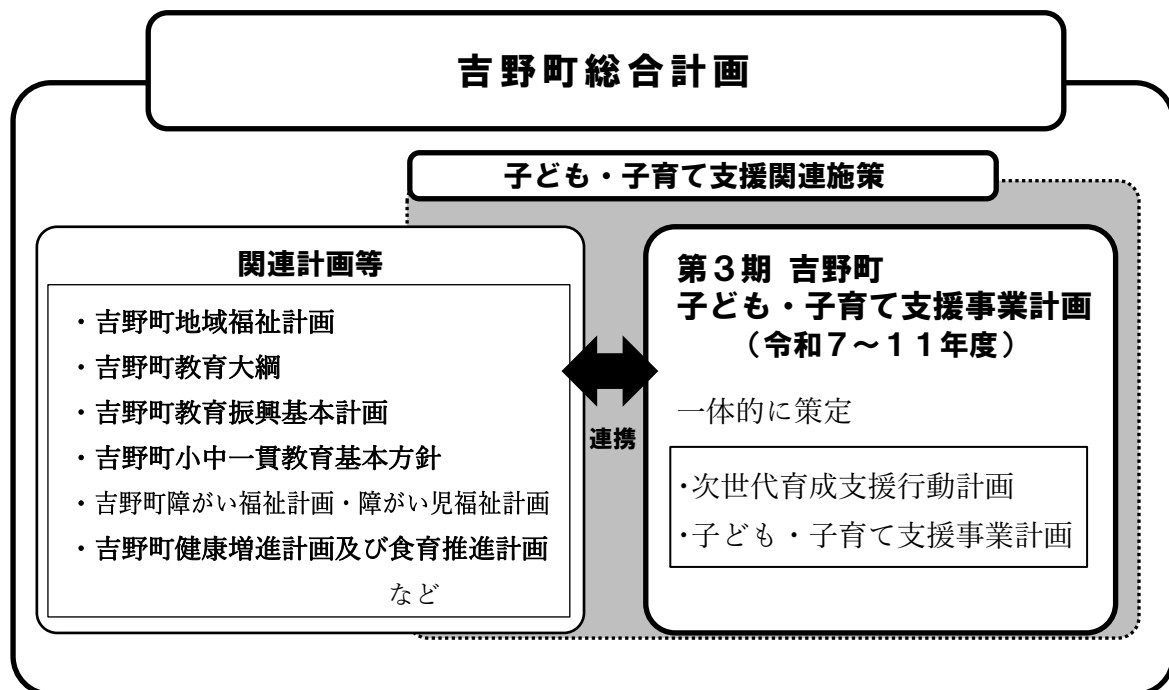
その後、国で令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現が目指されています。また、こども基本法の制定に伴い、こども政策を総合的に推進するため、施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を定めました。この大綱は、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、従来の3つの大綱が1つになることから、国では統一性のある大綱の下でこれまで以上に総合的かつ一体的にこども施策が推進されています。

そして、令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、希望する誰もが結婚し、こどもを持ち、安心して子育てできる社会と、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の着実な実行が目指されています。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）が令和7年度に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入されることになりました。

このような背景の中で、第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、町民からの子育て支援に関するニーズ調査を実施し、吉野町の現状と課題を分析・整理し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」の考え方等を継承して、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものであり、「次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や「吉野町子ども・子育て会議」などによる町民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、町民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援事業計画に係る指針を踏まえるとともに、「吉野町総合計画」をはじめとする上位計画・関連計画と整合性を図り策定しています。
- (6) この計画は、吉野町の小中一貫教育の導入を定めた「吉野町小中一貫教育基本方針」とも整合性を図っています。



3. 計画の期間

この計画は、令和7（2025）年度を初年度として、令和 11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

西暦	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
	令和									
和暦	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
	第2期吉野町子ども・子育て支援事業計画									
						第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画				

中間年
見直し

4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのおおむね18歳までの子どもとその家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、吉野町の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

5. 子ども・子育て支援制度をめぐる動向

基本指針の改正について主な項目を記載します。

【基本指針の概要】

○ 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

○ こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

○ こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

○ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

子ども・子育て支援法等により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所の規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。

○ 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確にしたことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備に際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

○ 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

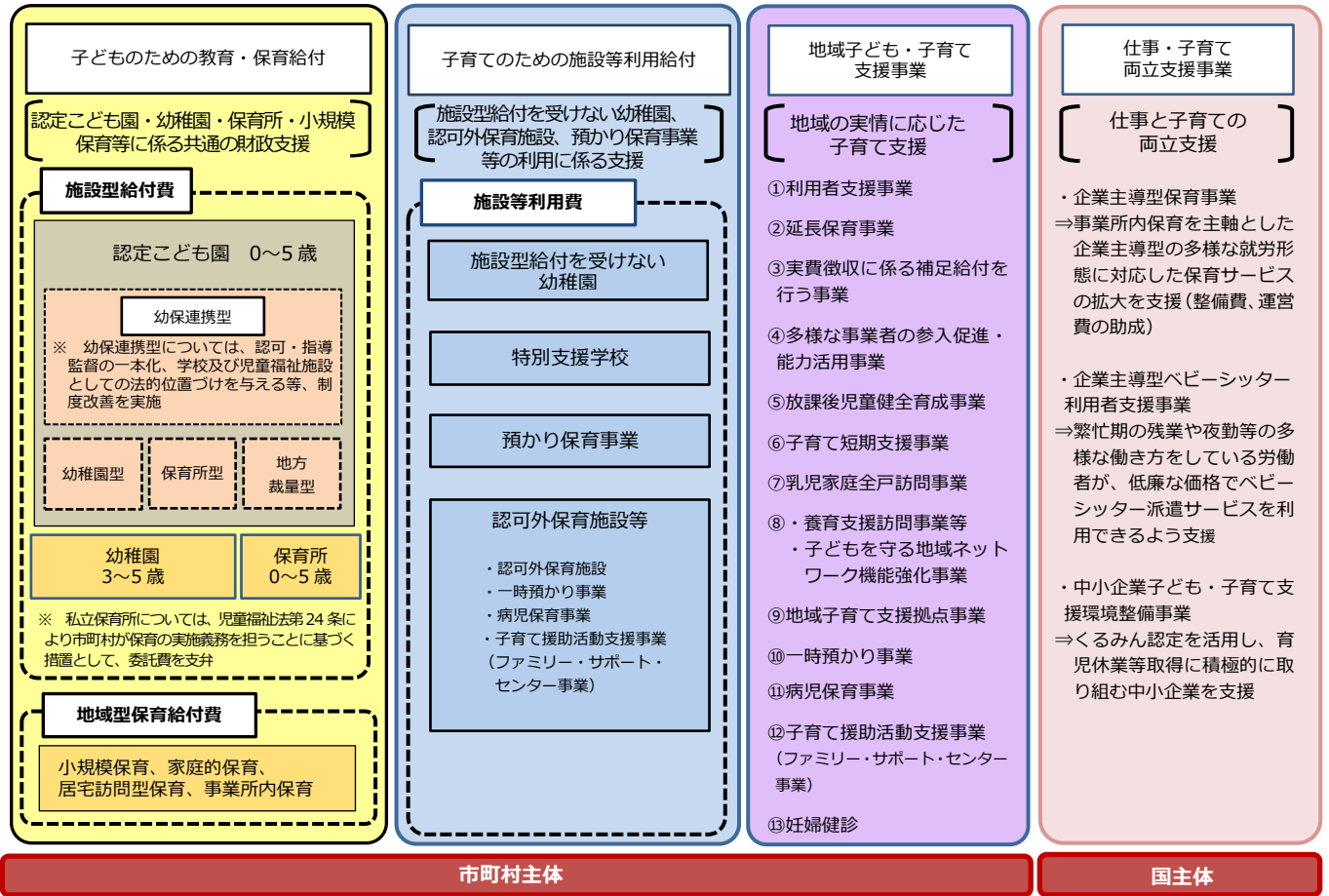
○ 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

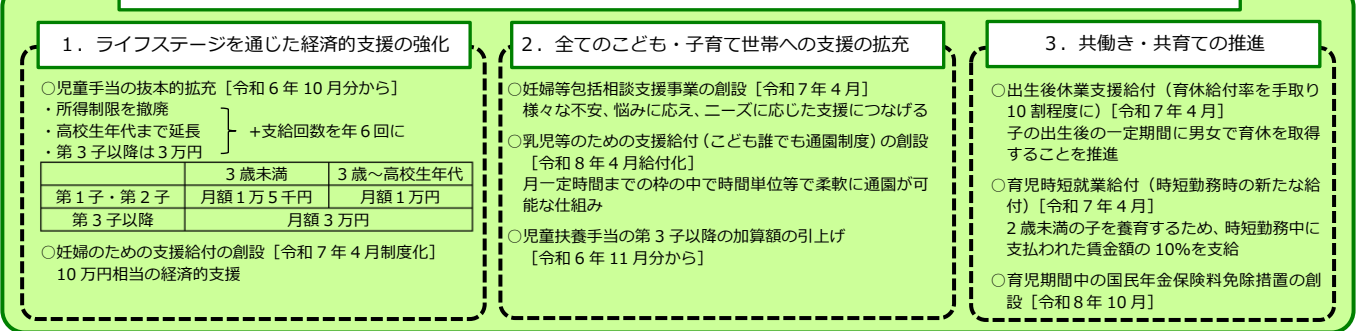
○ 産後ケアに関する事業の追加

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

図表 制度における給付・事業の全体像



こども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく給付等の拡充

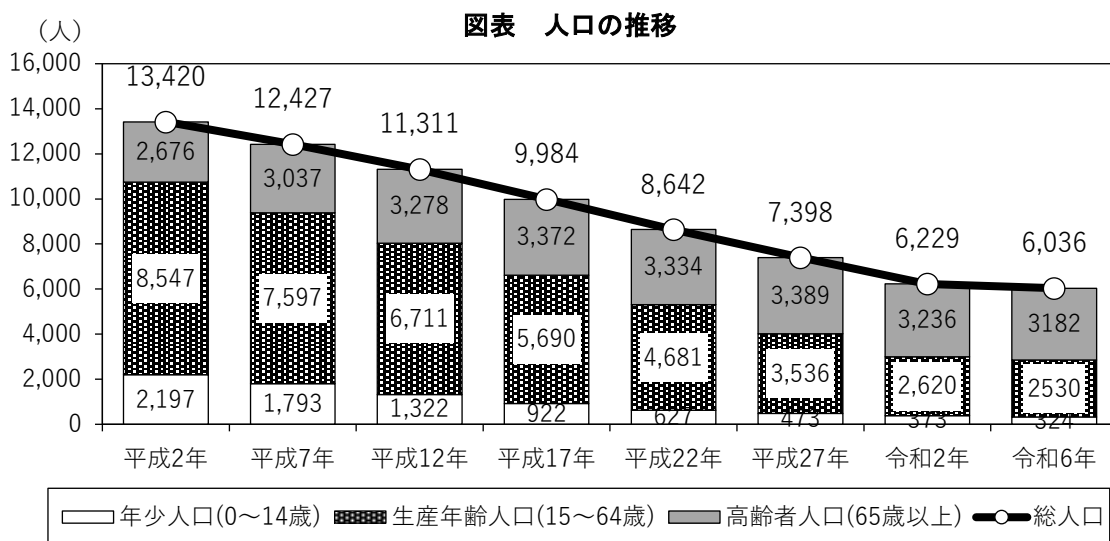


第2章 子育てを取り巻く状況

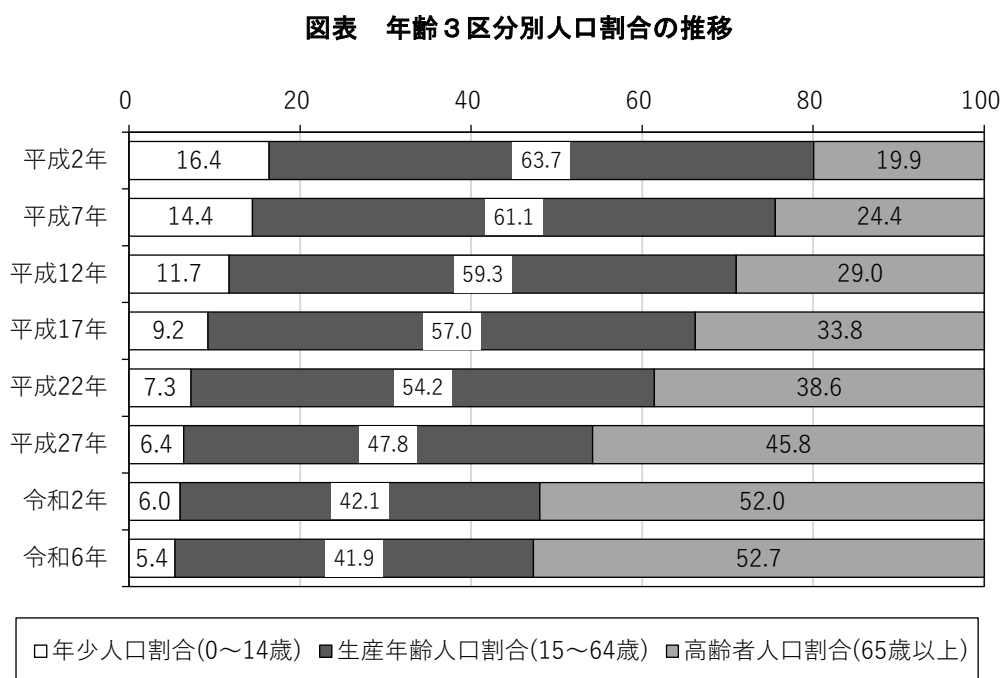
1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口構造

吉野町の人口は減少傾向にあり、令和6年に6,036人となっています。また、年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の低下と高齢者人口（65歳以上）の上昇がみられ、少子高齢化が進行しています。



資料：国勢調査（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（1月1日）

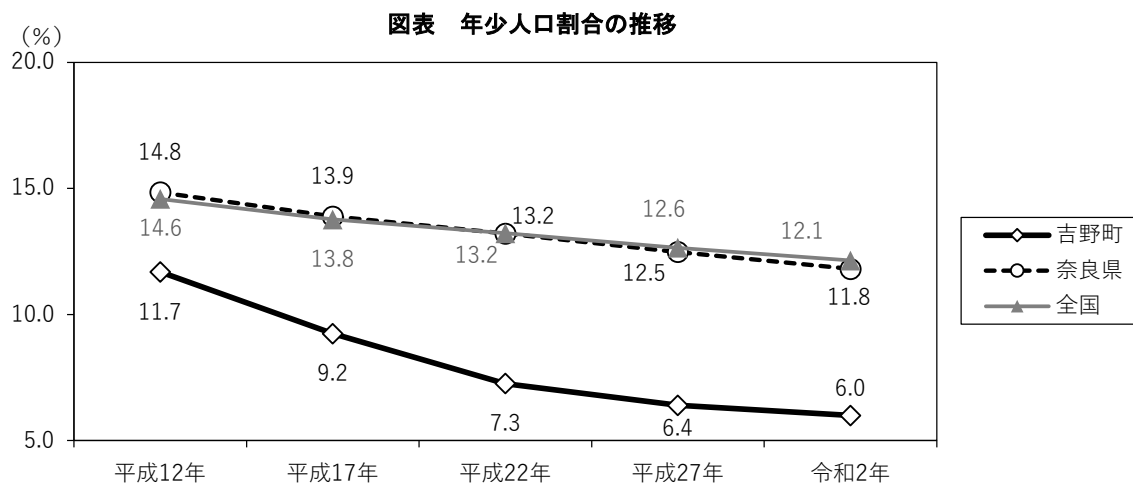


資料：国勢調査（各年10月1日）、令和6年は住民基本台帳（1月1日）

(2) 子ども数等の状況

吉野町の年少人口割合について、平成12年からの国勢調査結果でみると、低下し続けています。国や県に比べて、低い値で推移しています。

住民基本台帳より年齢5歳階級別にみると、令和6年3月末時点で、「0～4歳人口」は76人、「5～9歳人口」は129人、「10～14歳人口」は168人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 年齢5歳階級別人口

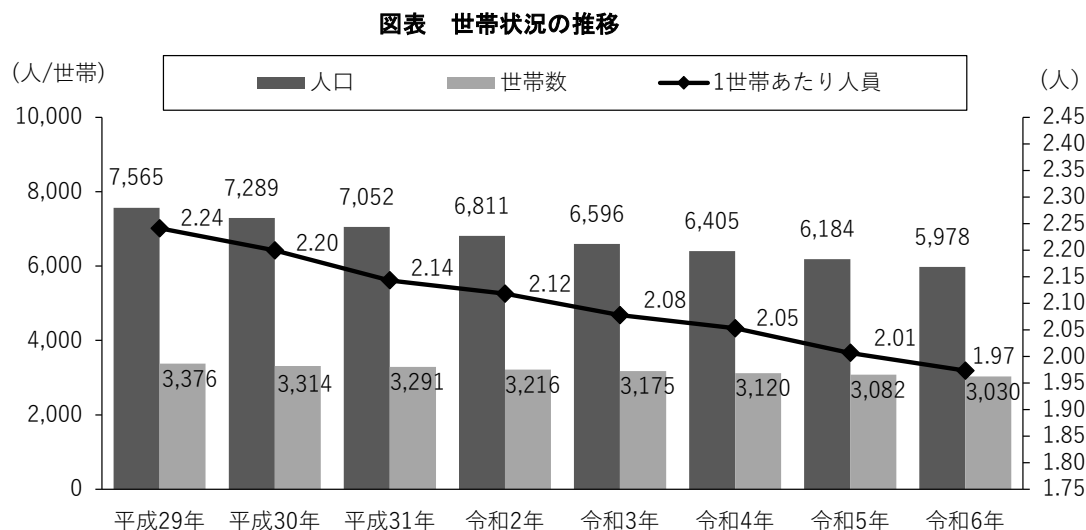
年齢	男	女	合計	年齢	男	女	合計
0～4	38	38	76	55～59	175	211	386
5～9	68	61	129	60～64	241	305	546
10～14	88	80	168	65～69	353	343	696
15～19	72	82	154	70～74	351	406	757
20～24	83	73	156	75～79	250	335	585
25～29	75	65	140	80～84	223	283	506
30～34	85	80	165	85～89	143	261	404
35～39	93	126	219	90～94	61	162	223
40～44	126	125	251	95～99	14	44	58
45～49	154	152	306	100～	-	7	7
50～54	147	150	297	合計	2,840	3,389	6,229

資料：住民基本台帳（令和6年3月31日）

(3) 世帯の状況

吉野町の世帯状況を住民基本台帳の推移でみると、世帯数は減少傾向にあります。1世帯当たり人員も減少傾向となっています。

また、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、世帯数・構成比ともに概ね減少傾向にあり、令和2年の構成比においては国、県よりも下回っています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

図表 子どものいる世帯の推移

	平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 → 平成27年 の伸び率 (%)	平成27年 → 令和2年 の伸び率 (%)
	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)	実数 (世帯)	構成比 (%)		
一般世帯数	3,165	100	2,938	100	2,656	100	-7.2	-9.6
6歳未満の子どもがいる世帯	147	4.6	122	4.2	72	2.7	-17.0	-41.0
核家族世帯	62	2.0	64	2.2	43	1.6	3.2	-32.8
その他の親族世帯	84	2.7	57	1.9	28	1.1	-32.1	-50.9
非親族・単独世帯	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0.0	0.0
18歳未満の子どもがいる世帯	500	15.8	339	11.5	255	9.6	-32.2	-24.8
核家族世帯	228	7.2	169	5.8	134	5.0	-25.9	-20.7
その他の親族世帯	269	8.5	165	5.6	118	4.4	-38.7	-28.5
非親族・単独世帯	3	0.1	5	0.2	3	0.1	66.7	-40.0

資料：国勢調査（各年10月1日）

図表 子どものいる世帯（令和2年）

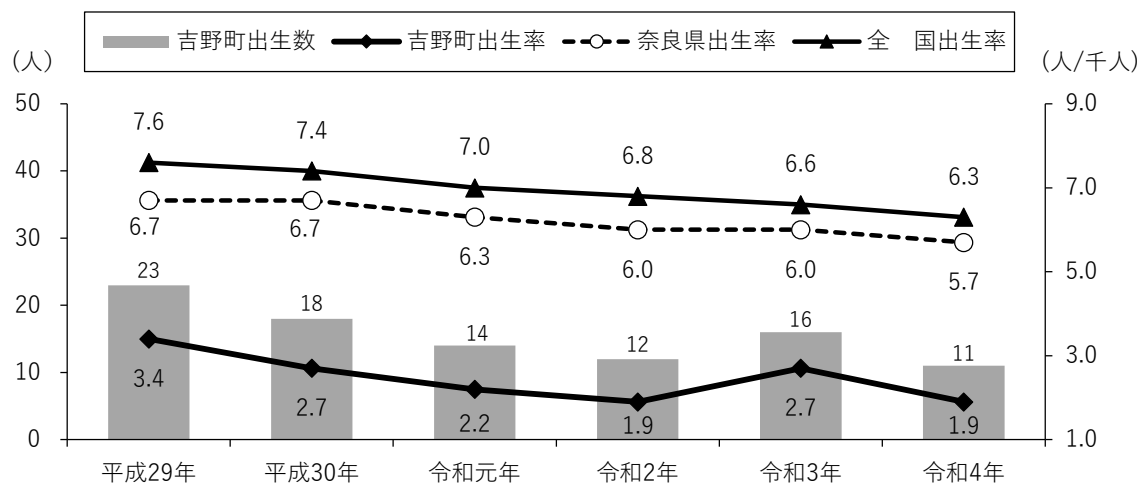
	吉野町	奈良県	全国
一般世帯総数 [世帯]	2,656	543,908	55,704,949
6歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	72	41,238	4,224,286
(構成比 [%])	2.7	7.6	7.6
18歳未満の子どもがいる世帯 [世帯]	255	111,227	10,733,725
(構成比 [%])	9.6	20.4	19.3

資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(4) 出生数・出生率の推移

吉野町の近年の出生数をみると、平成29年から令和2年にかけて減少したのち、令和3年に増加し16人となりましたが、概ね減少傾向にあります。出生率（人口千人あたりの出生数）については、令和4年の出生率が1.9パーミルとなっており、国や県よりも低い値で推移しています。

図表 出生数・出生率の推移

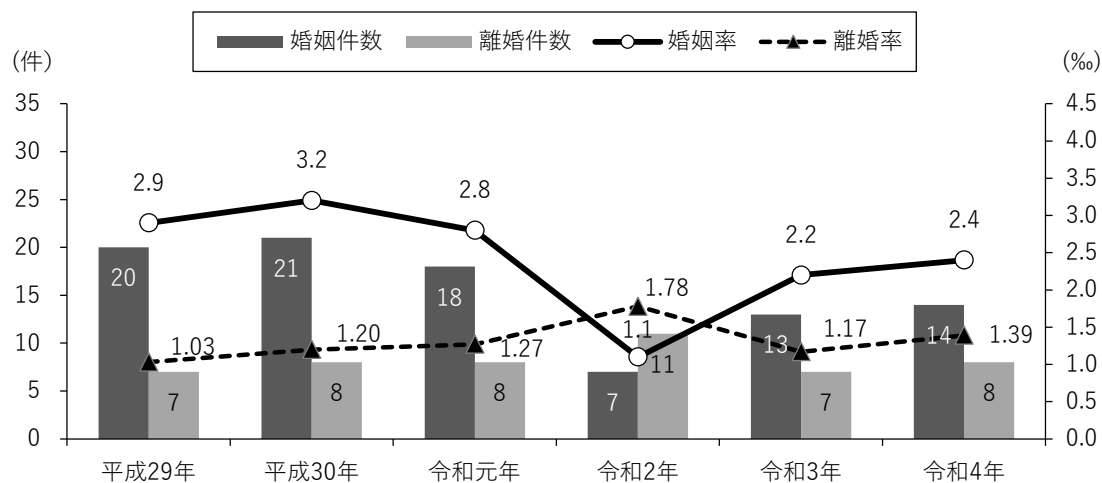


資料：奈良県人口動態統計

(5) 結婚の状況

吉野町の婚姻の状況は、令和4年に結婚が14件、離婚が8件となっています。

図表 結婚・離婚の推移



資料：奈良県人口動態統計

2. 就労の状況

(1) 労働力状態

令和2年の国勢調査によると、吉野町の労働力人口は、2,930人で、うち男性が55.6%、女性が44.4%となっています。平成22年から27年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しており、その伸び率は男性が-14.57%であるのに対し女性は-9.56%と、女性のほうが高くなっています。また、平成27年から令和2年にかけても、労働力人口は全体として減少しており、男性の伸び率-17.15%に対して、女性の伸び率-11.79%と、女性のほうが高くなっています。

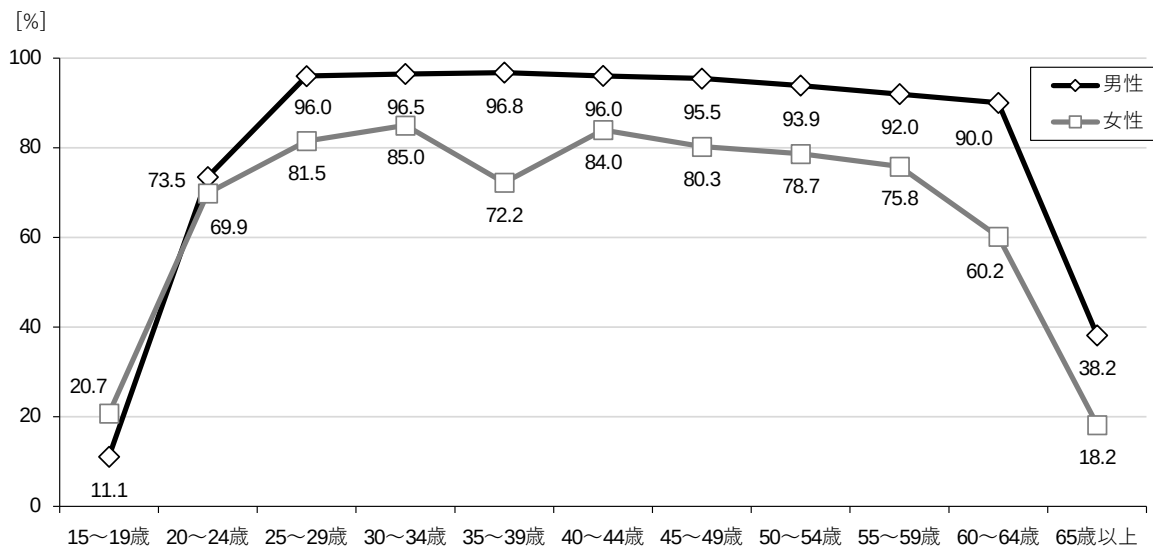
図表 労働力人口

		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和2年 (2020年)		平成22年 → 平成27年 の伸び率 (%)	平成27年 → 令和2年 の伸び率 (%)
		実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)		
15歳以上 人口	総数	8,015	100	6,925	100	5,856	100	-13.60	-15.44
	男性	3,687	46.0	3,162	45.7	2,646	45.2	-14.24	-16.32
	女性	4,328	54.0	3,763	54.3	3,210	54.8	-13.05	-14.70
労働力 人口	総数	3,932	100	3,441	100	2,930	100	-12.49	-14.85
	男性	2,300	58.5	1,965	57.1	1,628	55.6	-14.57	-17.15
	女性	1,632	41.5	1,476	42.9	1,302	44.4	-9.56	-11.79

資料：国勢調査

吉野町の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、25～64歳にかけて労働力率が9割台となっています。一方、女性では、35～39歳で労働力率が72.2%に低下したのち上昇して、50歳以上から低下していきます。また、40歳以上では40～44歳の84.0%が最も高い労働力率となっています。

図表 年齢階級別・男女別労働力率（平成27年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

図表 年齢階級別女性労働力率の比較

(令和2年)

	吉野町	全国
合計	40.6	53.5
15から19歳	20.7	16.8
20から24歳	69.9	74.2
25から29歳	81.5	86.6
30から34歳	85.0	79.1
35から39歳	72.2	78.1
40から44歳	84.0	80.8
45から49歳	80.3	82.0
50から54歳	78.7	80.2
55から59歳	75.8	75.3
60から64歳	60.2	62.2
65歳以上	18.2	19.9

資料：国勢調査

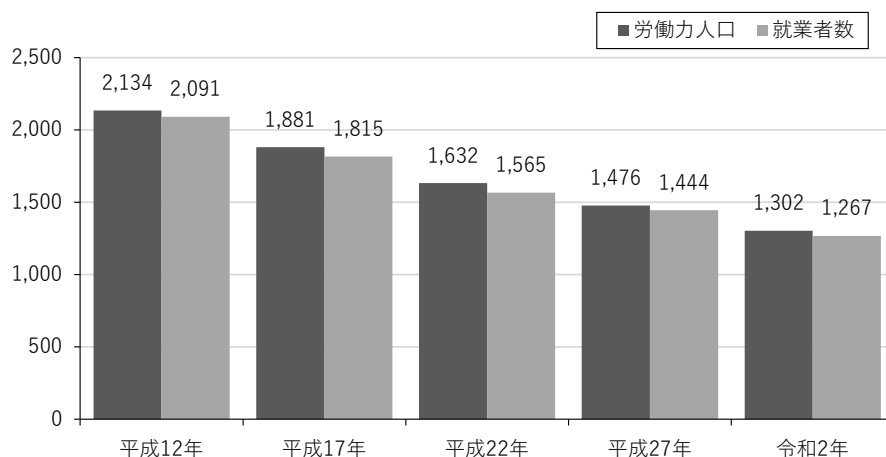
女性労働力率を、全国と比較すると、吉野町40.6%、全国53.5%と、全国に比べて低い値となっています。

また、年齢階級別に比較すると、15から19歳、30から34歳、40から44歳、55から59歳の労働力率が全国と比べて高くなっている一方、それ以外の各階級で、労働力率は全国と比べ低くなっています。

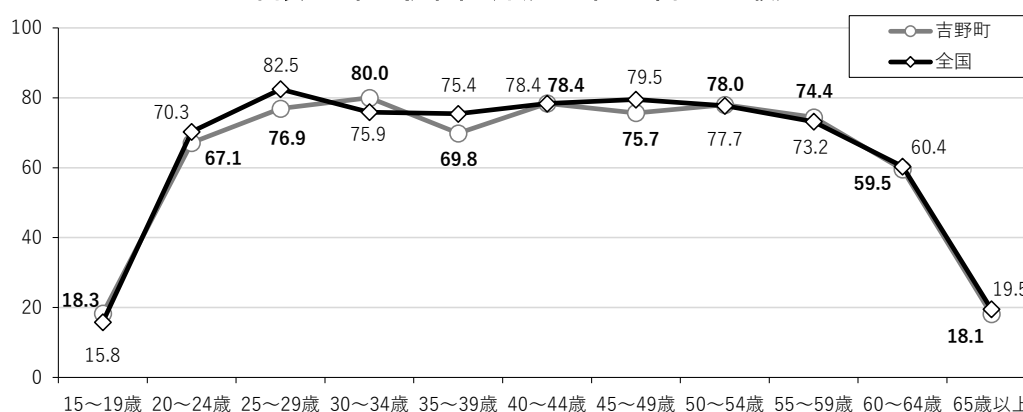
(2) 女性の就業状況

吉野町の女性の労働力人口、就業者数はともに減少傾向で推移しています。また女性の就業率を年齢階級別にみると、子育て期に低くなるM字型カーブを描いていますが、国に比べて吉野町では30歳から34歳で高くなっています。

図表 労働力人口と就業者数



図表 女性の就業率（平成27年：全国との比較）



資料：国勢調査 ※労働力状態「不詳」を除いて算出

3. 教育・保育等の状況

(1) 就学前児童の状況

令和6年度の就学前児童の利用状況をみると、こども園が1園となっており、定員120人に対して利用人数は73人となっています。

図表 よしのこども園<幼保連携型認定こども園>定員と利用状況

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
短時間利用児 (1号認定)	定員				10	10	10	30
	利用状況				8	2	5	15
長時間利用児 (2号・3号認定)	定員	7	10	13	20	20	20	90
	利用状況	2	4	11	9	17	15	58
計	定員	7	10	13	30	30	30	120
	利用状況	2	4	11	17	19	20	73

(令和6年5月1日利用人数)

(2) 小・中学校の状況

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和6年度は130人となっています。

また、令和6年度の町立学童保育所の利用状況は、定員60人に対して登録児童数は63人となっています。

図表 小学校児童数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	2	2	2	1	1	1
総児童数（人）	193	178	168	159	137	130

図表 吉野町立学童保育所 定員と登録児童数

区分		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
吉野さくら 学童クラブ	定員							60
	登録 児童数	10	11	13	13	9	7	63

（令和6年5月1日利用人数）

中学校の生徒数については、令和元年度から令和4年度にかけて増加傾向にありましたが、令和5年度以降減少傾向にあり、令和6年度は87人となっています。

図表 中学校生徒数の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数（校）	1	1	1	1	1	1
総生徒数（人）	85	91	97	102	98	87

（令和6年5月1日在籍人数）

4. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

○調査の目的

計画を策定するための基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況を把握することを目的に「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」を実施しました。

○実施概要

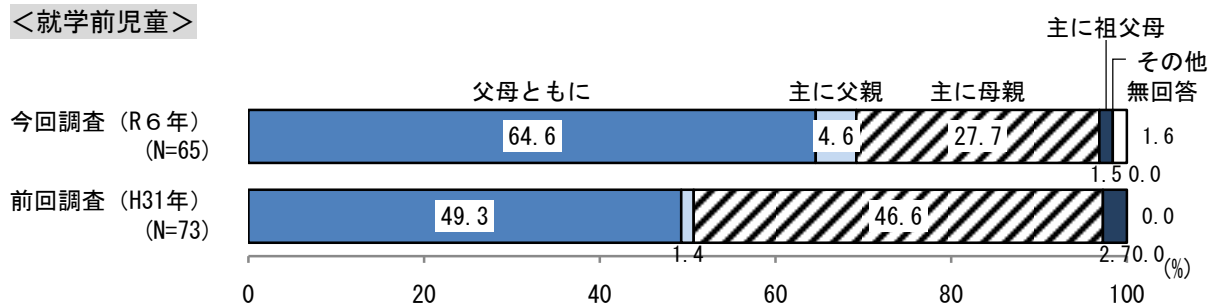
- 調査地域 吉野町全域
- 調査対象 吉野町内在住で「未就学児」を養育している保護者（就学前児童調査）81人
吉野町内在住で「小学生」を養育している保護者（小学生調査）101人
- 調査期間 令和6年3月7日～3月22日
- 調査方法 郵送及び、各学校・こども園を通じて配布・回収（一部郵送配布・回収）
- 回収結果 就学前児童調査：65件（回収率：80.2%）
小学生調査：74件（回収率：73.3%）

(2) 調査結果の概要

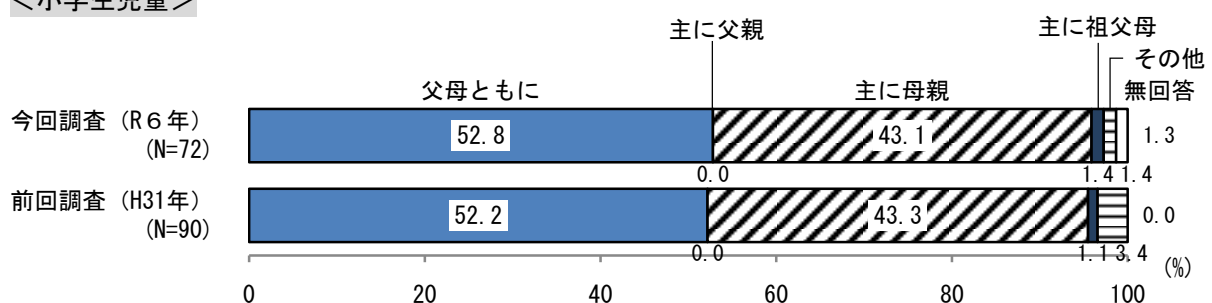
①子どもの子育て(教育含む)を主に行っている人

主に世話をしている人については、「主に母親」が就学前児童で27.7%、小学生児童で43.1%となっており、ともに前回調査に比べて減少傾向にあります。

<就学前児童>



<小学生児童>

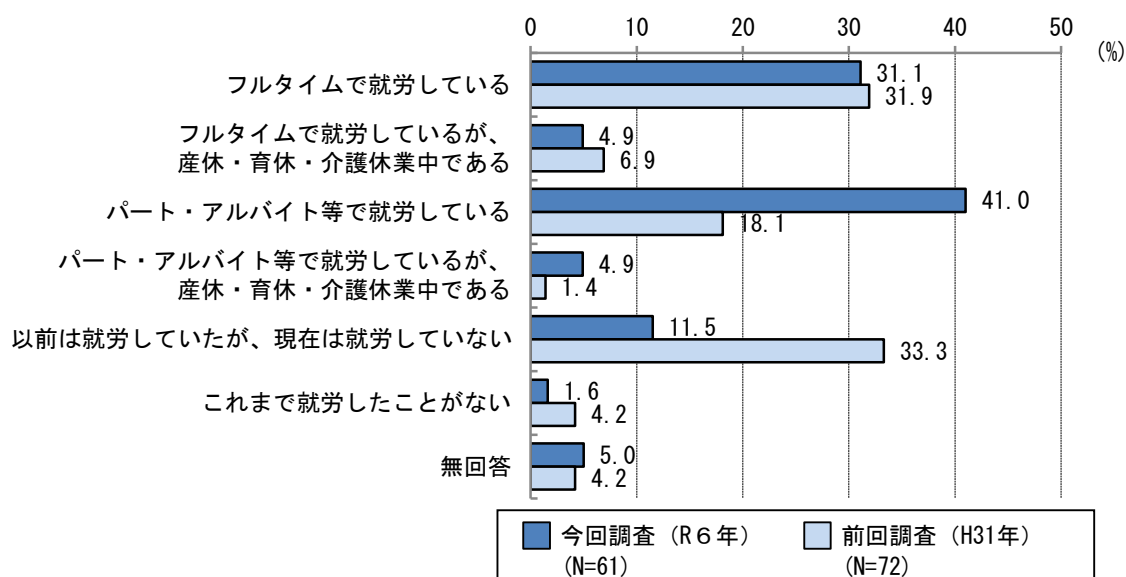


②母親の就労状況(単数回答)

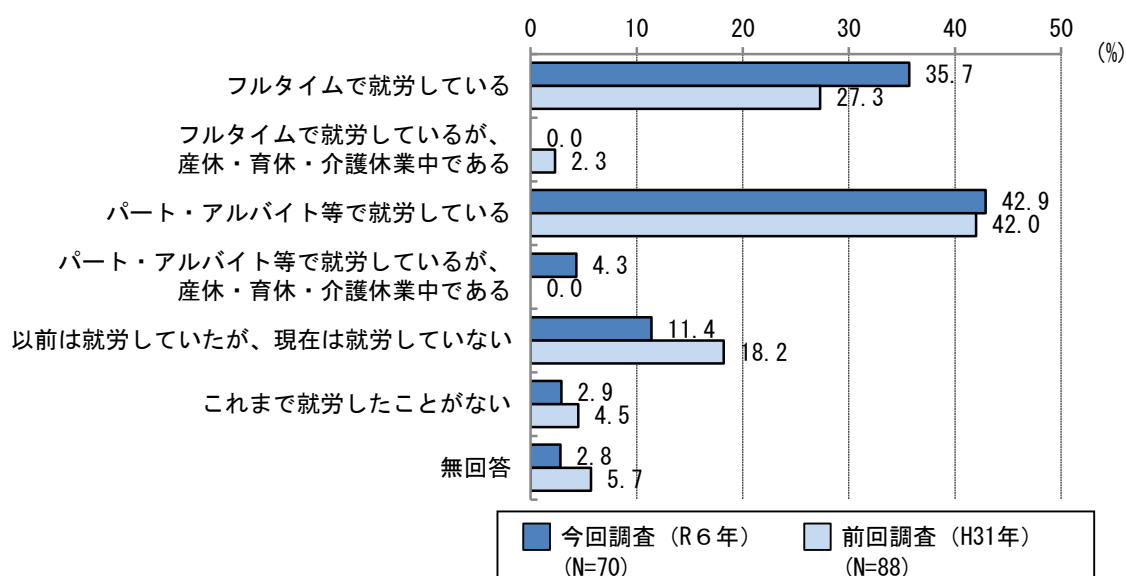
母親の就労状況をみると、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労している」が41.0%と最も高く、前回調査に比べて20ポイント以上増えています。

一方、小学生児童では「パート・アルバイト等で就労している」が42.9%と、前回調査と同様に最も高くなっています。

<就学前児童>



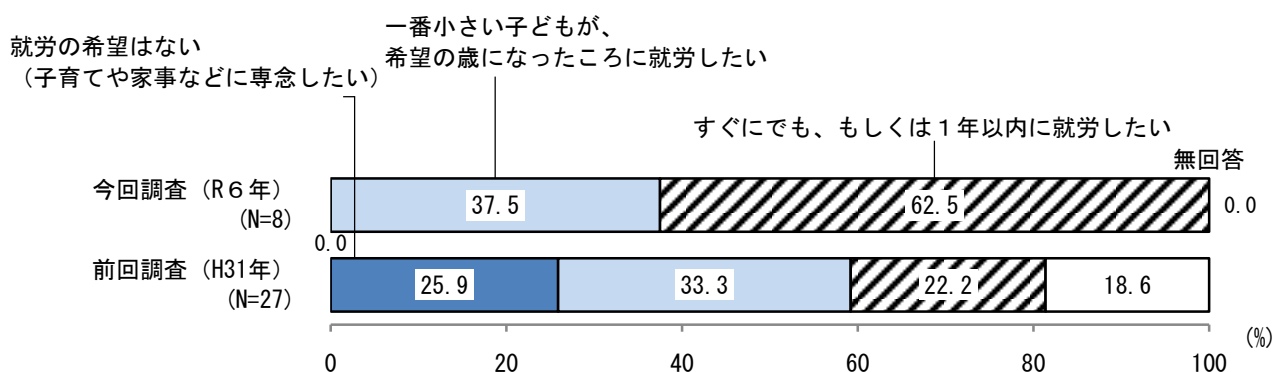
<小学生児童>



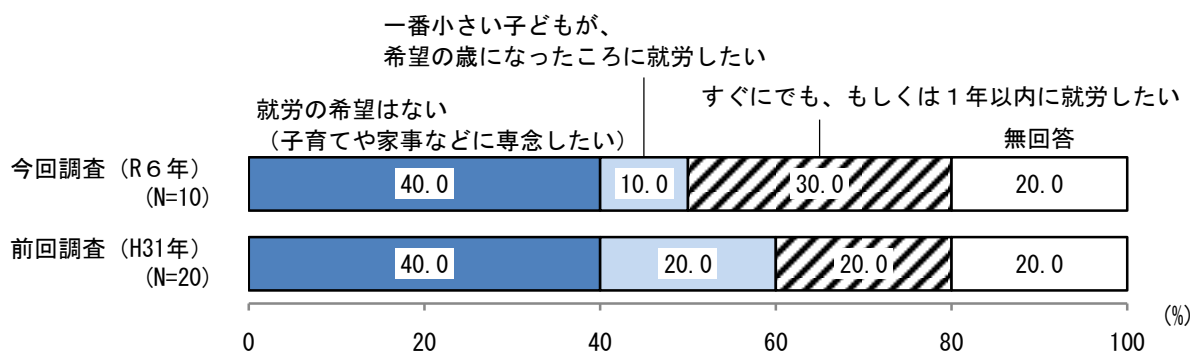
③現在働いていない母親の就労についての希望(単数回答)

現在就労していない、またはこれまで就労したことのない母親のうち、今後就労希望があると回答した割合(「一番小さい子どもが、希望の歳になったところに就労したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の計)が、就学前児童で100.0%、小学生児童で40.0%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童では増加傾向にあります。

<就学前児童>

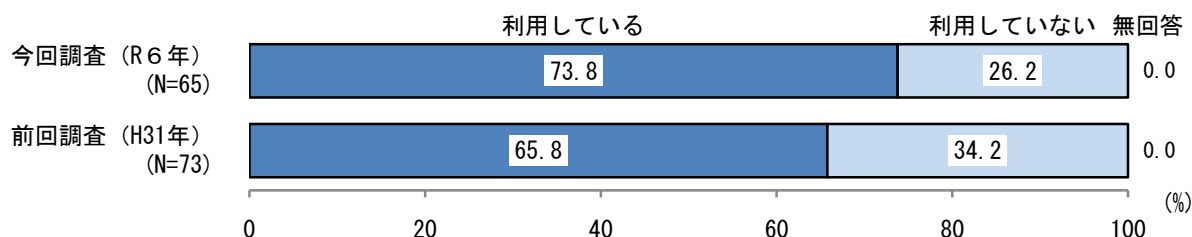


<小学生児童>



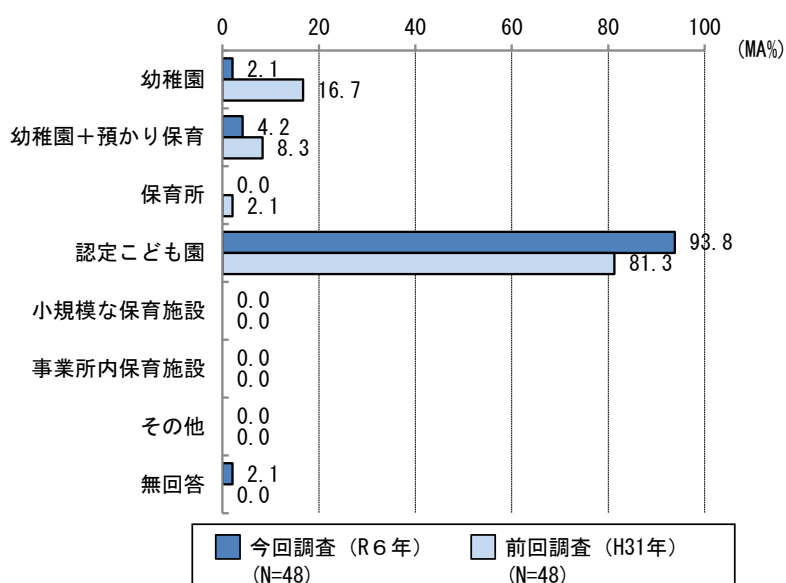
④定期的な幼稚園・保育所などの利用有無 [就学前児童のみ]

保育サービスの利用についてみると、「利用している」が73.8%と、前回調査と比べて増加傾向にあります。



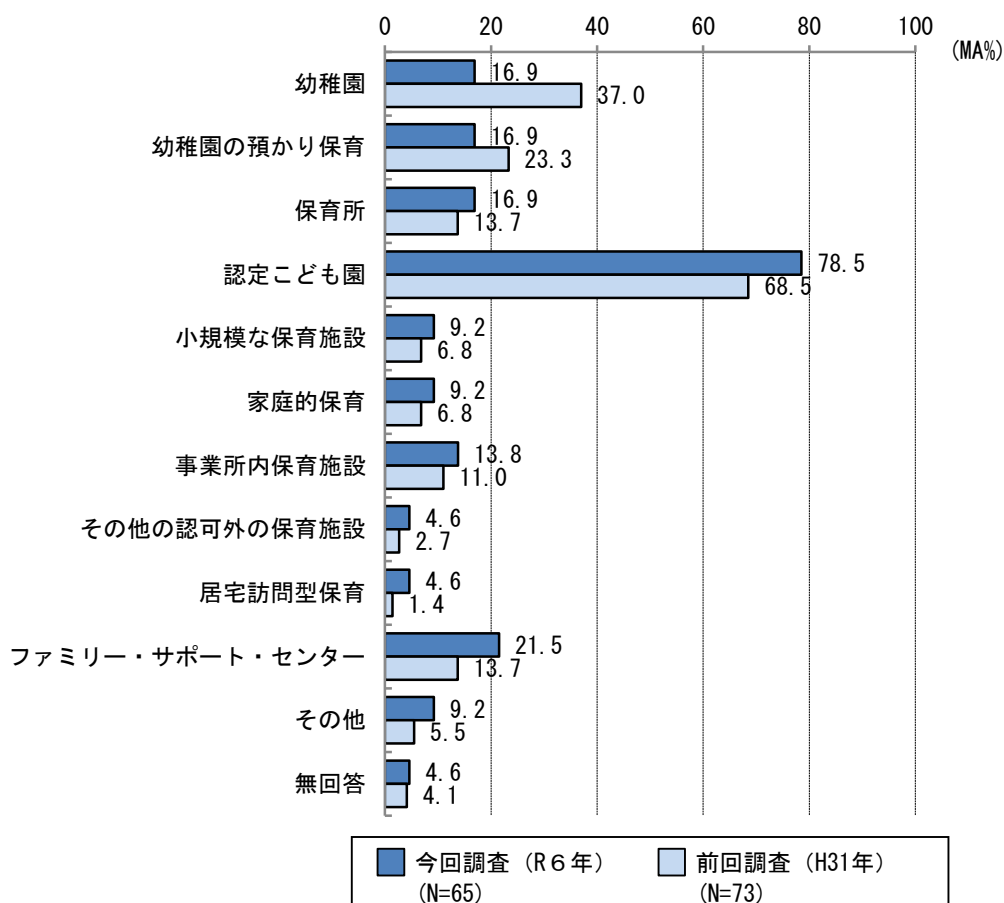
④ー1 利用している事業(複数回答) [就学前児童のみ]

保育サービス利用者の利用している保育サービスの内訳を見てみると、「認定こども園」が93.8%と、高い数値となっており、次いで「幼稚園+預かり保育」が4.2%となっています。



⑤定期的に利用したい平日の教育・保育事業(複数回答) [就学前児童のみ]

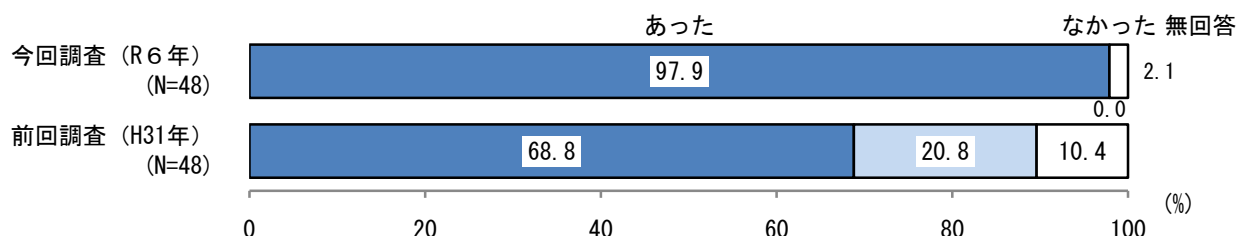
今後利用したい保育サービスの利用意向内容をみると、「認定こども園」が78.5%と最も高くなっており、前回調査と比べて10ポイント増えています。また、これに続くのが、「ファミリー・サポート・センター」が21.5%となっています。



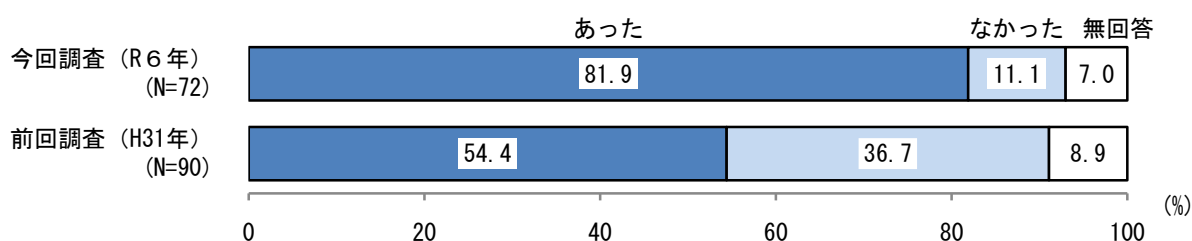
⑥この一年間に病気やケガで学校を休んだこと

この一年間で、子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかった（学校を休んだ）ことの有無についてみると、「あった」が就学前児童で97.9%、小学生児童で81.9%となっており、前回調査と比べると、就学前児童・小学生児童ともに増加しています。

<就学前児童>



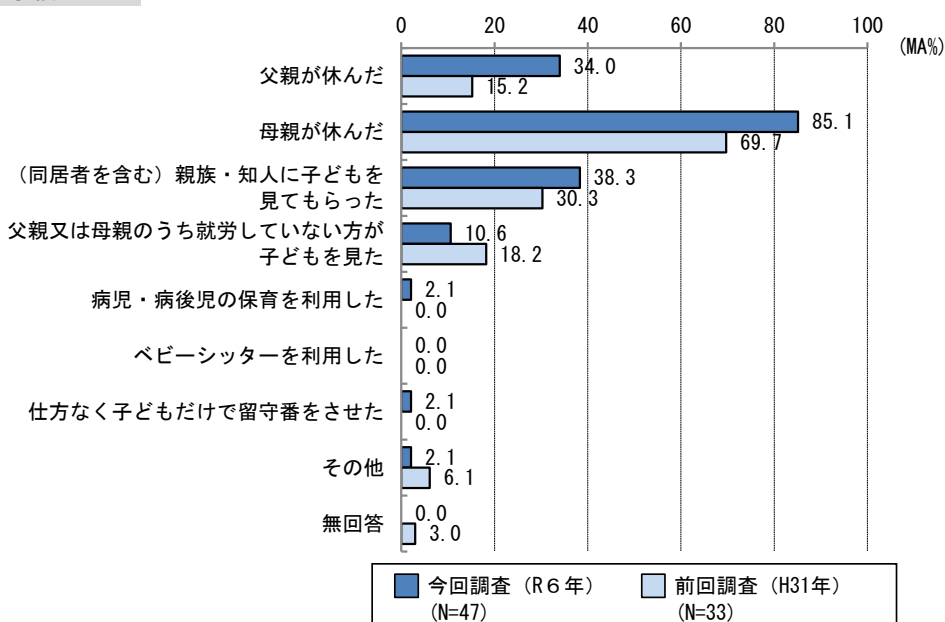
<小学生児童>



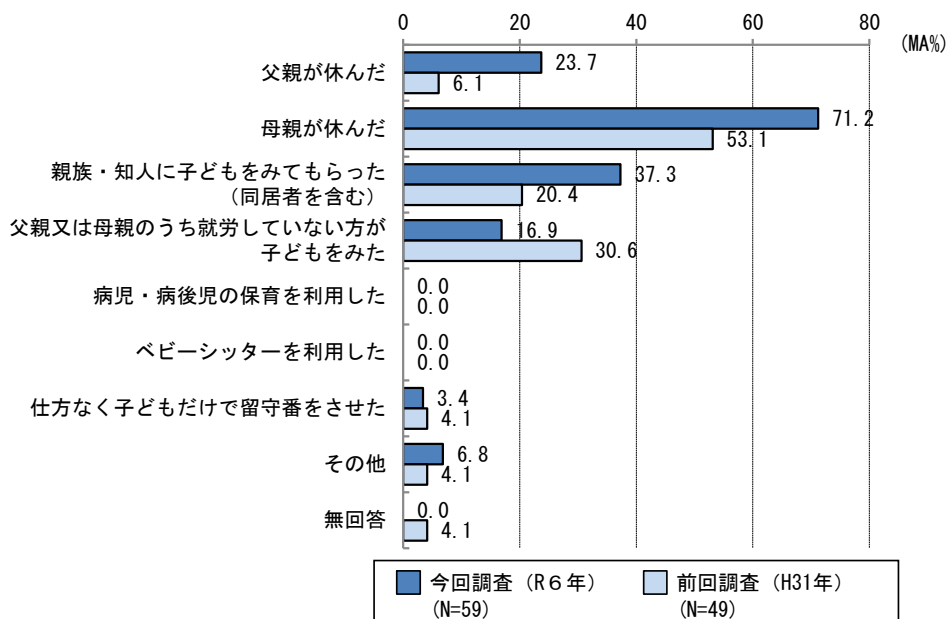
⑦対処方法(複数回答)

前質問の「あった」方のみにお聞きした対処方法についてみると、「母親が休んだ」が就学前児童で85.1%、小学生児童で71.2%と、ともに最も高くなっており、前回調査と比べて、それぞれ10ポイント以上増えています。

<就学前児童>



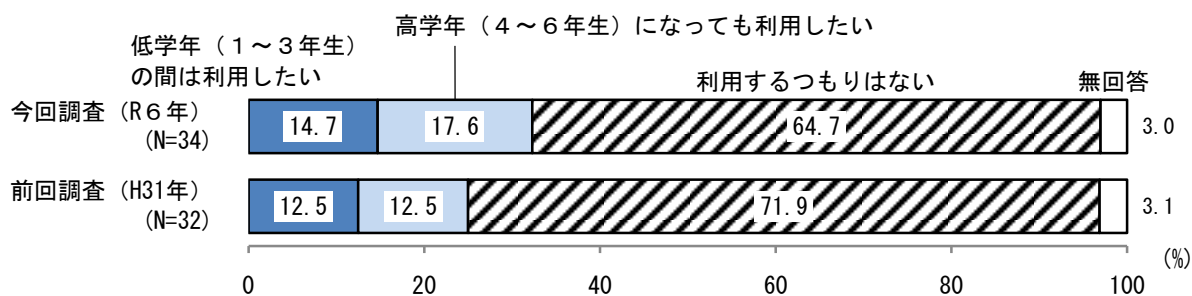
<小学生児童>



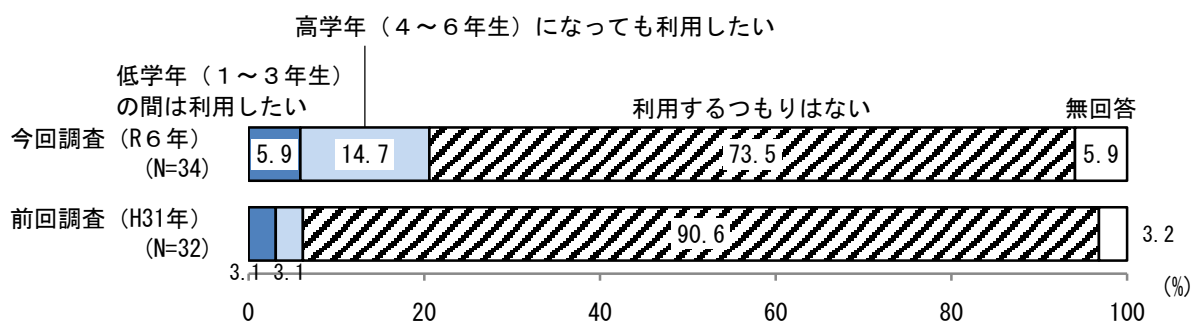
⑧土曜日、日曜・祝日の学童保育所の利用希望 [小学生児童のみ]

学童保育所の利用希望についてみると、低学年の間または高学年になっても利用したいという割合が、土曜日で32.3%、日曜・祝日で20.6%となっており、ともに前回調査と比べて大きく増加しています。

<土曜日>



<日曜・祝日>



5. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。

【計画と実績】

単位：窓口設置数（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	1	1	1	1	1
実 績	1	1	1	1	1

【現在の状況】

町の担当窓口（長寿福祉課）において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援を行っています。保健センター内で子育て世代包括支援センターを開設し平成30年5月より、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。保健師が妊娠届け出時に面談しています。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するために、子どもまたは子どもの保護者が必要な時に支援が受けられるよう情報提供をしたり、相談支援・利用支援を行ったりしています。令和4年度より、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」を実施しています。この事業は、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・育児関連用品の購入費等負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施するものです。

(2) 地域子育て支援拠点事業（にこにこランド・にこにこルーム）

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で情報交換や交流、仲間づくりを行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等支援を行う事業です。

【計画と実績】

上段：のべ利用者数（人）

下段：施設数（か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	700	680	660	640	620
	2	2	2	2	2
実 績	375	680	537	400	300
	2	2	2	2	1

【現在の状況】

平成27年度よりよしのこども園、わかばこども園の2園において「にこにこランド」を、よしのこども園において「にこにこルーム」を開催しました。令和6年度から「にこにこランド」「にこにこルーム」ともによしのこども園において開催します。

令和4年度、「にこにこランド」は両園合わせて34回開催し、のべ338人の親子が利用し、「にこにこルーム」は33回開催、のべ199人の親子が利用しました。

令和5年度は、「にこにこランド」は両園合わせて36回開催し、のべ271人の親子が利用し、「にこにこルーム」は34回開催、のべ129人の親子が利用しています。

「にこにこルーム」の開催時、年10回程度就学前幼児と保護者を対象に、遊びや子育てに関する「講座」を開催し、子育てに関する正しい知識を学ぶことで、子育ての不安を解消し子育ての楽しさを学びます。令和5年度は、木育・手形遊び・食育・小物づくり・疾病の予防などをテーマに子育て講座を開催しました。今後も開催内容の充実を考えるとともに、子育てについての相談、情報提供等に努めます。

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	190	190	190	150	150
実 績	181	106	115	164	150

【現在の状況】

令和4年度は子育て世代包括支援センターにおいて9人に妊婦健康診査受診補助券綴りを配布しました。

令和5年度は、23人に配布し、妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、定期的な医療機関受診を促進しています。安心・安全に出産を迎えるために、吉野町では、ほぼ全額の妊婦健康診査費用を助成しています。

(4) こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業内容】

主任児童委員と地域の民生委員・児童委員にも同行していただき、全ての対象家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行い、育児に関する不安の解消を目指しています。

【計画と実績】

単位：実施人数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	14	14	14	14	14
実 績	14	18	9	16	15

【現在の状況】

令和4年度は9家庭を訪問し、令和5年度は16家庭に実施しています。保護者の意向や状況を確認しながら工夫して事業を実施しています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	1	1	1	1	1
実 績	2	2	4	7	4

【現在の状況】

令和4年度は4家庭、令和5年度は7家庭に、養育支援訪問を行っています。

(6) 学童保育事業（放課後児童健全育成事業）

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

【計画と実績】

単位：登録者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	64	65	62	61	60
実 績	55	62	66	65	66

【現在の状況】

令和4年4月より、小中一貫教育校吉野さくら学園に併設して、吉野さくら学童クラブを開設し、留守家庭児童の対応をおこなっています。小学1年生～6年生まで全学年を対象として受け入れています。

令和4年度は学童保育所の登録児童が66人、のべ利用児童は6,929人でした。

令和5年度は登録児童が65人、のべ利用児童は6,955人となっています。

(7) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するために実施します。こども園在園児を対象にしたものと未就園児対象のものがあります。

こども園在園児を対象とした一時預かりは、1号認定の幼児が対象です。

未就園児を対象とした一時預かりについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます。

(ア) こども園における在園児を対象とした一時預かり

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	750	740	730	150	150
実 績	415	197	130	183	150

(イ) こども園における在園児を対象とした一時預かり以外

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	205	200	195	190	185
実 績	53	5	16	15	50

【現在の状況】

こども園在園児を対象とした一時預かりは、令和5年度までは町内こども園2園において実施しており、未就園児対象の一時預かりは、よしのこども園において実施しています。

令和4年度、こども園在園児を対象とした一時預かりのべ利用者は130人、未就園児を対象とした一時預かりのべ利用者は16人でした。

令和5年度、こども園在園児を対象とした一時預かりのべ利用者は183人、未就園児を対象とした一時預かりのべ利用者は4人となっています。

こども園における在園児を対象とした一時預かりについては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化スタートに伴い、1号認定より2号認定のニーズが多くなったことが、令和2年度以降の実績数値の減少に繋がっています。また令和3年度より、2号・3号保育短時間認定の認定時間外の保育を、一時預かり事業から延長（時間外）保育事業として扱うようになったため、実績数値が減少しています。

こども園における在園児を対象とした一時預かり以外（未就園児対象）については、よしのこ

ども園の実情に合わせて利用可能日（週に3日程度）を設定しております。現在は、利用可能日には希望者すべて受け入れられる体制がとれています。未就園児につきましても、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化スタートに伴い、3号認定の保育ニーズが増え、令和5年度も一時預かり（未就園児対象）に登録されていても、年度内に入園されるケースがありました。

（８）延長（時間外）保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化や日々の保育を必要とする時間の変化に対応するため、2号・3号認定の入園児が、利用認定を受けた時間を超えて保育が必要となる場合に、保育を延長実施する事業です。

【計画と実績】

単位：のべ利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
計 画	1	1	2	90	90
実 績	71	95	84	127	130

【現在の状況】

令和5年度までは、町内こども園2園において実施していました。

令和4年度の延長保育のべ利用者は84人、令和5年度は127人となっています。今後も利用希望者は、全て受け入れる体制を継続していきます。

※令和2年度までの当該数値の報告では、保育短時間認定の乳幼児の認定時間外の利用者数を「（７）一時預かり事業」として実績報告していましたが、令和3年度の報告より、保育短時間認定の乳幼児に対する認定時間外の保育は全て、「（８）延長（時間外）保育事業」として扱い、利用者数を実績報告しています。

※保育短時間認定の利用時間は、8：30～16：30であるため7：30～8：30及び16：30～19：00までの保育利用時間外保育を実施。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により乳幼児・児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	16	18	20	22	24
実 績	6	1	2	3	10

【現在の状況】

平成30年度4月より大淀町きたの学園内病後児保育『にじ』において委託実施しています。
令和4年度の利用者は2人、令和5年度の利用者は3人でした。

現在は、北野学園を利用している園児の利用が多く、他の園や施設を利用している園児の利用は少ない状態です。その理由としては、家庭で病後保育ができる環境であること、慣れていない場所での保育を不安に感じるものがあげられます。今後も利用希望者は受け入れる体制を継続していきます。

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

【事業内容】

保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
計 画	2	2	2	2	2
実 績	0	0	0	0	2

【現在の状況】

現在町内では、受入れ可能施設がないため、利用希望があった場合は、児童養護施設に委託し受入れを行っています。

平成元年度から令和5年度までは、利用希望がありませんでした。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

育児の援助をして欲しい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立できる環境を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
計 画	0	0	0	0	0
実 績	0	0	0	0	0

【現在の状況】

現在町内では未実施の事業です。

今後ニーズが出てきた場合には、実施可能かどうかの判断も含めて検討していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案し、認定こども園・保育所等、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払う日用品・文房具等の購入に必要な費用や行事への参加に必要な費用等について、その一部を補助し保護者の負担軽減を図る事業です。

【計画と実績】

単位：利用者数（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （見込み）
計 画	2	2	2	2	2
実 績	1	1	0	0	2

【現在の状況】

平成29年度より実施しています。

令和4年度・令和5年度の利用者は0人です。

今後も利用希望者は、実施できる体制を継続します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所・小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現在の状況】

主に待機児童を解消するために施設の設置を推進する事業で、現段階では実施の必要がないと考えます。